

各指定事業所 各位

杉並区保健福祉部介護保険課長
秋吉 誠吾
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に伴う通所系サービス（区指定）の臨時的取扱いの留意点について

通所系サービス事業所が感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて利用者の居宅へ訪問しサービスを提供する場合や、電話による安否確認を行う場合についても、相応の介護報酬の算定が可能であること等の臨時的取扱いが厚生労働省より示されていますが、この取扱いに関する問い合わせが区へ多数寄せられているため、以下のとおり留意点をお示しいたします。

1 通所系サービス事業所の職員が利用者の居宅へ訪問しサービス提供を行う場合（介護保険最新情報：Vol.770 参照）

提供するサービスの内容や時間、頻度等については、本人や家族等の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所とも協議した上で決めてください。また、その内容を記録に残してください。

通常提供しているサービスに対応し、1日に複数回の訪問が可能とされていますが、1回の訪問で提供可能なサービスを合理的な理由なく複数回に分割して提供することは適切ではありません。

2 電話による安否確認を行う場合（介護保険最新情報：Vol.809 参照）

電話による安否確認を実施する前に、利用者ごとに、訪問によるサービスが必要ないか本人や家族等の意向を踏まえて、居宅介護支援事業所とも協議し確認をしてください。また、その内容を記録に残してください。

訪問が必要な利用者については、電話ではなく訪問により必要なサービスを提供してください。通所系サービス事業所の職員が訪問できない場合は、居宅介護支援事業所と連携し、代替サービスを確保してください。

また、電話による安否確認のみでも利用者負担が発生することなど、提供するサービスの内容について利用者や家族へ丁寧に説明し、了解を得てから実施してください。

職員が自宅等から電話を行う場合は、個人情報の取扱いには十分注意をしてください。また、個人情報は事業所から自宅等へ持ち帰らないようにしてください。

3 加算・減算等の取扱いについて

- (1) サービス提供体制強化加算や介護職員処遇改善加算など、事業所の体制を評価する加算については、通常時に算定している場合は算定できます。
- (2) 送迎減算は、通常時に送迎を行っている利用者に対しては、減算を行う必要はありません。ただし、通常時も送迎減算を算定している利用者は減算してください。また、事業所と同一建物に居住する利用者への電話や訪問によるサービス提供は、減算の対象となります。
- (3) 入浴介助加算については、通常時も算定している利用者に対し、居宅へ訪問し入浴介助を行った場合や、清拭・部分入浴など入浴介助に準ずるサービスを提供した場合は算定できます。

(4) 個別機能訓練加算や口腔機能向上加算等については、通常時も算定している利用者に対し、居宅へ訪問し、個別機能訓練計画等に沿ったサービスを提供した場合は算定できます。ただし、個別機能訓練加算Ⅱについては、理学療法士等が直接実施することになっていますので、理学療法士等が居宅へ訪問しサービスを提供した場合に算定できます。

4 介護予防通所事業及び自立支援通所事業について（介護保険最新情報：Vol.770・809 参照）

介護予防通所事業及び自立支援通所事業について、利用者の希望に応じて、当該事業所の職員が利用者の居宅へ訪問しサービス提供を行った場合や、電話による安否確認を行った場合については、厚生労働省から示されている通知と同様の取扱いとします。

介護予防通所事業は定額報酬ですが、訪問によるサービス提供や電話による安否確認についても、あらかじめケアプランに位置付けた回数を実施した場合は、月額報酬を請求できる取扱いとします。

なお、月途中で提供回数を変更した場合については、定額報酬の性格上、報酬区分を月途中で変更する必要はありませんが、翌月以降も回数が増える場合は、翌月から報酬区分を変更してください。

また、事業所の判断で月の途中で休業し、その後訪問や電話によるサービス提供も行わない場合は、事業所指定効力停止の開始・解除に準じ、日割りで算定してください。

5 サービス担当者会議及び居宅サービス計画等について（介護保険最新情報：Vol.816 参照）

通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要です。

ただし、代替として訪問介護の事業所がサービスを提供する場合については、サービス担当者に対する照会等によりサービス担当者会議を実施してください。

また、上記の変更を行った場合には、居宅サービス計画に係るサービス内容の記載の見直しが必要となりますが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えありません。

居宅サービス計画については、現行の計画書に、短縮した時間や、訪問によるサービス提供の内容等変更内容を追記し、支援経過記録に変更日時、変更理由、また具体的な変更内容等を記載してください。

なお、同意については、最終的には文書による必要がありますが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることで構いません。

個別サービス計画についても、同様の取扱いで差し支えありません。

6 休業の届出について

通所によるサービスを休止する場合の他、通所サービス事業所におけるサービス提供と、居宅への訪問によるサービス提供や電話による安否確認を適時組み合わせる場合についても、指定権者（杉並区等）へ必ず連絡をしてください。

問合せ先：杉並区保健福祉部介護保険課

電話	03（3312）2111
給付係	内線 1334
事業者係	内線 1337
指導係	内線 1314